

# 日本貿易会の活動紹介

2025年10月 1 日現在



一般社団法人 日本貿易会  
Japan Foreign Trade Council, Inc.

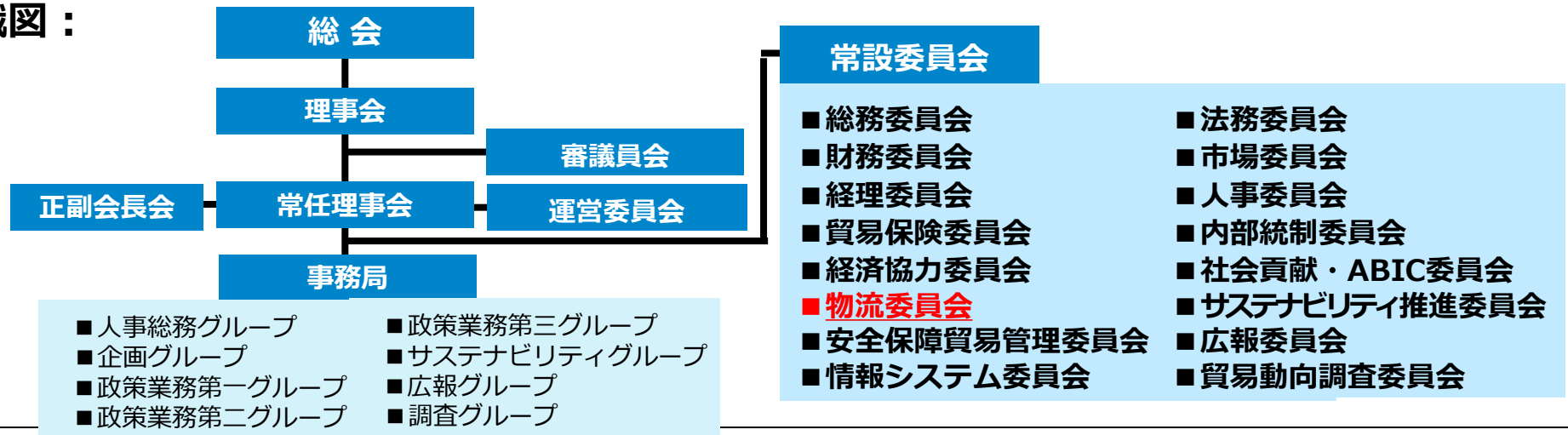
# 日本貿易会の組織概要

- **設 立** : 1947年6月25日
- **代表者** : 会長 安永竜夫（三井物産株式会社 代表取締役会長）
- **所在地** : 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館20階
- **会員数** : 計137 うち正会員（法人42社※、団体18団体）、賛助会員（法人49社、団体28団体）

※法人正会員（42社）

伊藤忠商事、伊藤忠丸紅鉄鋼、稲畑産業、岩谷産業、MNインターファッション、岡谷鋼機、兼松、極東貿易、興和、三洋貿易、CBC、JALUX、JFE商事、神栄、神鋼商事、スマイル、住友商事、西華産業、全日空商事、双日、茶谷産業、蝶理、帝人フロンティア、東京貿易HD、東商アソシエート、豊田通商、長瀬産業、長田通商、日星産業、日鉄物産、野澤組、野村貿易、阪和興業、ホンダトレーディング、丸紅、三井物産、三菱商事、明和産業、メタルワン、森村商事、八木通商、ユアサ商事

## ● 組織図 :



# 日本貿易会の機能等

- 日本貿易会は商社の業界団体として、わが国貿易及び貿易業界全体の健全な発展を図り、わが国経済の繁栄と国際経済社会の発展に寄与することを目的としています。(定款3条)

## 日本貿易会のミッション

業界の課題を解決し、  
会員の価値創造に寄与することで、  
豊かな世界の実現に貢献します

### ありたい姿

#### I 提言・要望活動

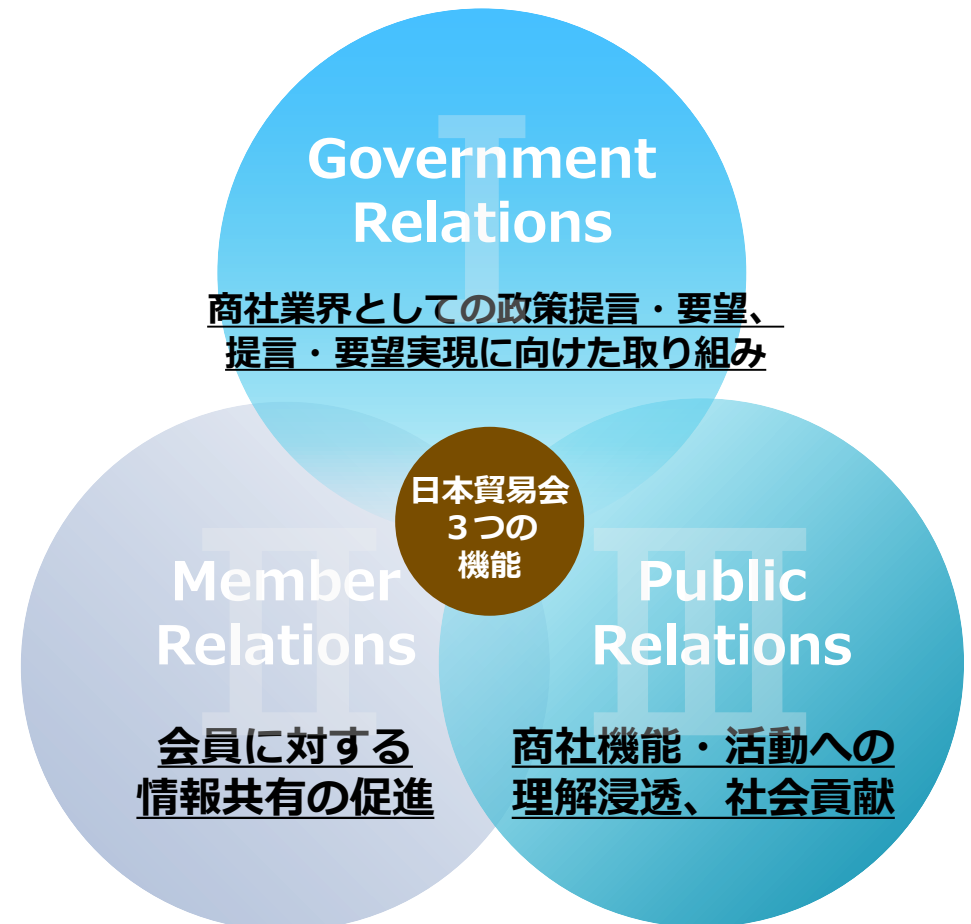
- ・ 内外の課題に対してプロアクティブに提言・要望活動を行う
- ・ その実現に向けた十分な働きかけを行う

#### II 会員向け情報提供・調査研究活動

- ・ 会員に質量・スピードともに十分な情報共有を行う
- ・ 規模・専門性、メーカー系等で異なる会員ニーズを把握し、これに対応する

#### III 商社活動の理解浸透・社会貢献活動

- ・ 商社活動の理解浸透に向け、対象を意識した内容・手段を創造し、実行する



# 物流委員会

## 1. 委員会活動方針・目的

運輸物流に関連する法制度上の問題につき審議するとともに必要に応じ意見・提言の対外発信を行う。

## 2. 組織体制

委員長 : 渡邊義久  
(三菱商事(株) 法務部 部長代行)  
構成会社数 : 24社  
体制 : 下部組織に物流委員会WG、NACCSタスクフォースを設置  
主要関係先 : 財務省、経産省、国交省 他関係省庁  
経団連、日機輸 他関係団体

### 物流委員会

(24社)

- ・活動方針／活動内容決定
- ・要望等意見発信

### 物流委員会WG

(7社)

- ・実働作業の実施(関係省庁への要望取り纏め、要望交渉等)
- ・委員会への提案の策定

### NACCSタスクフォース

(7社)

- ・NACCS仕様の改善交渉

※ NACCS : 輸出入・港湾関連情報処理センター(株)が運営する「輸出入・港湾関連情報処理システム」

## 3. 2025年度活動計画

- (1) 国際物流関連制度および手続等の効率化・簡素化・高度化の推進
  - ・規制制度改革に係る各省庁との意見交換
  - ・物流の2024年問題への対応
  - ・貿易手続き電子化に向けた対応 等
- (2) 国際物流関連情報の収集と共有
  - ・貿易手続に係る情報共有
  - ・関係省庁との連携を通じた情報提供 等
- (3) 会員間の情報・意見交換の促進
  - ・委員会・WG・実務者情報交換会等を通じた情報交換

## 4. 2024年度活動主な実績

### ●「物流の2024年問題」への対応

- ・関係省庁が公表した関連法案に基づく判断基準、特定事業者の指定基準等の取りまとめ(案)に対するパブコメ募集に対し、商社業界の観点から意見を提出(10月)
- ・改正物効法に係る荷待ち時間・荷役等時間の算定方法、トラック及び貨物自動車関連事業者の判断基準などを取り纏めた物流の2024年問題に関連する政省令(案)に対するパブコメ募集に対し、商社業界の観点から意見を提出(12月)
- ・関係省庁にて取り纏めた実例を含めた実務的な内容を記載した「解説書」に関し、制度の明確化や実務面での負担等の観点から意見を提出(2月)

### ●各省庁に対する規制制度改革要望

委員会各社から提出された各種要望について検討・調整・取り纏め、関係官庁に提出し、10月以降に財務省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、国土交通省、外務省、公正取引委員会等と意見交換を実施した結果、4項目が実現。

### ●委員会各社の情報収集・交換の促進

物流2024年問題に関連した施設見学会、実務担当者のグループで者情報交換会の実施。

## 5. 2025年度上半期活動主な実績

### ●「物流の2024年問題」への対応

- ・関係省庁が公表した商社業界にも関連する①特定第一種/第二種荷主指定に係る重量等の項目が含まれている政令案、②特定荷主に係る重量の計測方法等の項目が含まれている命令案及び省令案に関するパブコメ募集に対し、商社業界の意見を提出(6月)

### ●その他の法制度への対応

- ・次期総合物流施策大綱策定、KS/RA(=Known Shipper/Regulated Agent)制度の厳格化などの日本の物流政策に関して、関係官庁と意見交換し、商社業界の意見を発信。

### ●各省庁に対する規制制度改革要望

委員会各社から提出された各種要望について検討・調整・取り纏め、関係官庁に提出。

# 物流委員会における具体的な取組

## 1. 物流の2024年問題に関連する自主行動計画の策定

【日本貿易会「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」に基づく  
自主行動計画(2023年12月策定)より抜粋】 [plan20231211.pdf](#)

### (3) ガイドラインに基づく取組

上記の基本方針に基づき、以下の通り取り組んで参ります。

#### ■ 物流業務の効率化・合理化・安全確保

##### ① 荷待ち時間・荷役時間等にかかる時間の把握

委託先物流事業者、出荷・着荷業務に携わる仕入先・販売先と連携し、可能な範囲で荷待ち時間及び荷役作業に係る時間の把握に努めます。

##### ② 荷待ち・荷役作業時間 2 時間以内ルール

委託先物流事業者、仕入先・販売先と連携・協力し、荷待ち、荷役作業等にかかる時間の短縮に向けて改善が必要な場合は協働して取り組みます。

##### ③ 物流管理統括者の選定

ガイドラインの主旨に基づく物流の適正化・生産性向上に向けた取組を統括管理する者の選任は各社の状況に応じて対応することといたします。

##### ④ 異常気象時等の運行の中止・中断等

台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者等の安全確保の為に物流事業者の判断を尊重します。

##### ⑤ 物流の改善提案と協力、その他

商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがある場合は物流事業者及び取引先と協議し、改善に向けて取り組みます。また、物流事業者から物流の合理化等について提案や要請があった場合は、真摯に協議に応じると共に、自らも積極的に提案を行います。

# 物流委員会における具体的な取組

【日本貿易会「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」に基づく自主行動計画(2023年12月策定)より抜粋】

## (3) ガイドラインに基づく取組

### ■ 運送契約の適正化

⑥～⑩について契約の相手方となる委託先物流事業者との契約において取り組みます。

#### ⑥ 運送契約の書面化

契約は書面又はメール等の電磁的方法での締結を原則とします。

#### ⑦ 荷役作業等に係る対価

運転者が行う荷役作業等の料金を支払う者を明確化し、物流事業者に対して当該荷役作業等に係る適正な料金を対価として支払います。

#### ⑧ 運賃と料金の別建て契約

運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を別建てで契約することを原則とします。

#### ⑨ 燃料サーチャージの導入・燃料費等の上昇分の運賃・料金への反映

委託先物流事業者から相談や要請があった場合には協議に応じ、コスト変動分の実費を運賃・料金に適切に転嫁します。

#### ⑩ 下請取引の適正化

契約の相手方となる元請事業者に対し、特段の事情なく多重下請けによる運送が発生しないように留意を求めます。

# 物流委員会における具体的な取組

## 2. 改正下請法（取適法）に関する講演

公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課を講師にお招きし、「中小受託取引 適正化法の概要」と題して、2026年1月に実施される下請法改正の内容(価格据え置き取引への対応、運送委託の対象取引への追加、従業員基準の追加等)につきご講演いただき、商社として対応が必要になるポイントにつき、会員企業の理解を促進。

ご参考：日本貿易会 第94回物流委員会 [142061fc52c87e70480c418bf1b3b4e2.pdf](#)

## 3. 港湾労働政策に関する申し入れの周知徹底

毎年、春及び秋に実施される全国港湾労働組合連合会様及び全日本港湾運輸労働組合同盟様による港湾運送料金の適正価格収受及び価格転嫁政策等に関する申し入れに対して、物流委員会企業に周知。

## 4. 関係官庁からの周知徹底

内閣官房及び公正取引委員会より公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(2023年11月29日)を踏まえ、関係官庁から展開される周知依頼に対応し、都度物流委員会企業に周知。



上記の取組を通じて、当会物流委員会企業においても問題意識が浸透している。